

○内閣府 厚生労働省告示第三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十三号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の健康管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体を次のように定める。

令和八年七月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 上野賢一郎

一 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（以下「命令」という。）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の健康管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二 命令附則第二条第一項の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る健康管理システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年内閣府・厚生労働省告示第二号。以下「告示」という。）別表第一及び別表第三並びにその他の地方公共団体情報システムの機能要件又は帳票要件の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三 命令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道帯広市、北海道北見市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道松前町、北海道知内町、北海道積丹町、北海道余市町、北海道上砂川町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道秩父別町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道剣淵町、北海道遠別町、北海道猿払村、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道斜里町、北海道雄武町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道新ひだか町、北海道豊頃町、北海道足寄町、北海道浦幌町、北海道厚岸町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、青森県五所川原市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰹ヶ沢町、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県塩竈市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県蔵王町、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県大郷町、宮城県涌谷町、宮城県南三陸町、秋田県大仙市、秋田県にかほ市、秋田県仙北市、秋田県小坂町、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県米沢市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県山辺町、山形県大石田町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、山形県高島町、山形県白鷹町、山形県遊佐町、福島県郡山市、福島県須賀川市、福島県伊達市、福島県古殿町、茨城県牛久市、栃木県宇都宮市、埼玉県飯能市、埼玉県久喜市、埼玉県寄居町、千葉県船橋市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県八千代市、千葉県芝山町、東京都新宿区、東京都文京区、東京都大田区、東京都調布市、東京都狛江市、東京都新島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都小笠原村、神奈川県横浜須賀野市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県中央市、長野県佐久穂町、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県生坂村、長野県木島平村、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、愛知県豊橋市、愛知県瀬戸市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県武豊町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県桑名市、滋賀県大津市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府長岡京市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府茨木市、大阪府和泉市、兵庫県神戸市、兵庫県伊丹市、兵庫県佐用町、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県上牧町、奈良県王寺町、島根県松江市、島根県大田市、島根県出雲町、広島県三原市、広島県海田町、広島県坂町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、山口県下関市、山口県萩市、山口県上関町、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県北島町、徳島県藍住町、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三木町、香川県直島町、香川県綾川町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、福岡県朝倉市、福岡県那珂川市、福岡県筑前町、福岡県大刀洗町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、佐賀県佐賀市、佐賀県多久市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県雲仙市、熊本県宇城市、熊本県湯前町、熊本県球磨村、大分県豊後高田市、大分県豊後大野市、大分県国東市、大分県日出町、鹿児島県曾於市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県長島町、鹿児島県肝付町、沖縄県那覇市、沖縄県今帰仁村、沖縄県伊江村、沖縄県久米島町

別表（第一号関係）

地 方 公 共 団 体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
東京都昭島市	告示別表第一の0190020の項、0190206の項、0190222の項、0190563の項及び0190564の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
島根県奥出雲町、広島県坂町、山口県萩市、福岡県大刀洗町、佐賀県多久市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、熊本県宇城市、熊本県湯前町、熊本県球磨村、鹿児島県曾於市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県長島町、鹿児島県肝付町、沖縄県今帰仁村	告示別表第一の0190178の項、0190196の項、0190197の項、0190199の項、0190205の項、0190213の項及び0190564の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0190185の項、0190187の項、0190189の項、0190217の項及び0190228の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

